

申告書はご自分で作成して提出はお早めに!

所得税の申告と納税は2月16日(木)~3月15日(木)です

今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(木)~3月15日(木)の期間です。3月に入りますます大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

所得税の還付を受けるための申告は、税務署窓口で受け付け中です。3月に入りますます、大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。 ※混雑時期に提出されますと、還付金の受け取りが遅くなる場合があります。 申告書はe-Tax(イー タックス)による送信や、郵便または 信書便による送付、税務署の 時間外文 書收受箱 への投函でも提出 できます。

●e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
●国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

所得税

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-8555
東村山市本町1-20-22
☎042・394・6811

※確定申告に関する電話での問い合わせの場合は、自動音声案内に沿って「0」を選択してください。 税務署での受け付けは、土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月19日(日)と26日(日)に限り、午前9時~午後5時に東村山税務署で、確定申告書作成アドバイザーや申告用紙の配布、申告書の受け付けを行います。 ※当日は、電話での相談や国税の領収、納税証明書の発行は行いません。

▼贈与税Ⅱ2月1日(水)~3月15日(木) ▼個人事業者の消費税・地方消費税Ⅱ1月4日(水)~4月2日(月) 所得税、個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。 ①税務署や金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」用紙に必要事項を記載して、所轄税務署に持参または送付してください。 ②新規に振替納税を利用する方は、所得税は3月15日(木)まで、個人事業者の消費税・地方消費税は4月2日(月)までに手続きをしてください。 ※一度手続きをすると継続してご利用できますが、転居などによって所轄税務署が変更になるときは、再度手続きが必要です。 ③23年分の確定申告の振替日(口座からの引き落とし日)は次の通りです。

▼所得税Ⅱ4月20日(金) ▼個人事業者の消費税・地方消費税Ⅱ4月25日(水) ※振替日の前日までに、指定口座の預貯金残高をご確認ください。 【注意】振替日に引き落とし、給与所得者の方で、次のとおりです。

確定申告相談と市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
東部地域センター 1階講習室	2月1日(水)	午前9時半~11時、午後1時~4時
南部地域センター 2階講習室	2月2日(木)	
わくわく健康プラザ 1階講堂	2月3日(金)・6日(月)	
市役所2階 204・205会議室	2月16日(木)~3月15日(木)	午前8時半~11時、午後1時~5時

※2月17日(金)・24日(金)の午後5時15分~8時、市役所2階を会場に「夜間申告相談窓口」を設置します。なお、午後5時15分以降は、電話相談と証明書などの発行はできません。 ※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。

確定申告の無料相談会(税理士会)

◎年金受給者、給与所得者、小規模納税者の方

会場	日程	時間
市役所7階 701・703会議室	2月13日(月)・14日(火)・17日(金)	午前9時半~11時半、午後1時半~3時半

※受付時間は混雑の状況により、早く締め切る場合があります。 ※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課 市民税係(市役所2階)へ
☎470・7777 (内線2333~2337)

「確定申告センター」をご利用ください パソコンによる所得税・個人消費税などの確定申告書等作成について東京税理士会の税理士がアドバイスする「確定申告センター」を次の日程・会場で開設します。 ※お住まいの地域に関わらず、ご利用いただけます。 【開設日時】土曜・日曜日、祝日を除く2月1日(水)~3月15日(木)の午前9時~午後5時(相談開始は午前9時15分から) 【会場】新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」(新宿区西新宿6-5-1) 【ご注意】次の通り ・土地・建物・株式などの売却による譲渡所得や贈与税についてのご相談はできません ・外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモリなど)の使用はできません

しがないと、納期限の翌日(所得税は3月16日、個人事業者の消費税・地方消費税は4月3日)から、延滞税がかかる場合があります。 のいずれかに該当する方。 ①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方②給与を2カ所以上から受けている方③23年中に退職し、24年1月1日現在就職していない方④給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では申告する必要があります) (3)24年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方 (4)23年中から継続して、生活保護を受けている方

申告の必要がない方

①前記「申告が必要な方」の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方 ②給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方 ③給与所得者の妻などで同居の方の扶養になっている方

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限らせていただきます。 (1)提出のみの方=内容が記入されていて、お預かりするだけのもの (2)簡易な申告の方=①給与や公的年金のみの収入の方②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方 なお、あらかじめ確定申告書の住所・氏名・扶養控除・所得金額欄など分かる所は記載し、筆記用具・計算機をご持参ください。 市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて、疑問などがある方に書き方のアドバイスをしていますが、確定申告書はご自分で作成していただきます。

ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。 還付の申告をする方は東村山税務署へ申告してください。

市民税・都民税申告書が届かない方へ

申告書は、申告する必要が ありと思われの方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください。

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入 証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費・寄付金などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(23年)中に、病气や失業、学生であったなどの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になっている場合は除く)。 ※申告書提出することにより、非課税証明書発行などの資料となります。



《今号の主な内容》
・23年度事務事業見直しのための仕分けを実施します
・中学生の「税についての作文」15人が入賞しました
・市の魅力をPRするキャラクターに「るるめちゃん」
・市立小・中学校連合作品展・書展を開催します
2面
3面
4面
6面